

令和8年度常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託仕様書

1 件名

令和8年度常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託

2 目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、及び第二次常滑市教育大綱に基づき、生活困窮世帯の子どもに対する学習の支援や学習の場の提供等を通じて、一人ひとりの需要に応じた教育支援体制の構築を進め、学力の向上と学習意欲の醸成、学習習慣の定着を図り、誰一人取り残さない教育の実現を目指すもの。

3 履行場所

事業の実施場所は、常滑市役所1階会議室とする（場合によって変更あり）。

4 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。なお、受託者は事業の実施に必要な協議、打ち合わせ等の必要な準備を行うものとする。また、生徒への支援事業については、原則週1日以上を毎週実施するものとする。なお、令和8年12月第5週（27日から31日）及び令和9年1月第1週（1日から2日）は事業を実施しなくてよい期間として定める。

5 支援事業の実施時間

受託者は、上記にて定められた期間において、各日に事業全体の運営管理をするもの（以下「管理者」とする。）と生徒に対して学習指導、支援を行うもの（以下「支援員」とする。）を配置し、管理者については1日3時間程度、支援員については1日2時間30分程度従事させるものとする。

6 支援事業の実施形式

本支援事業の実施形式は、生徒1名から5名程度に対して支援員1名を配置する個別指導形式をとり、受講者それぞれの学年や学習状況にあった支援を行う。

7 業務内容

受託者は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 事業実施時の会場準備、教材の設置、原状復帰及び教材等使用物品の保管
- (2) 対象者の学習進捗管理
- (3) 対象者に対して、第一回と最終回に学習到達度を確認するテストの実施
- (4) 学習方法の指導等による学習習慣の定着と学習意欲の向上への支援
- (5) 学力向上や進学のための個々の状況に応じた学習支援
- (6) 進路選択に関する支援
- (7) 参加者に対するアンケート実施及び実績報告

(8) その他学力向上に必要と認められること

8 対象者

事業の対象者は、市内に居住する中学生であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する生活困窮者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (3) 常滑市就学援助受給者
- (4) その他市が必要と認める者

【参考】令和7年度（令和7年10月から令和8年3月）実績
受講者 36名 年 24回開催

9 資格要件

受託者は次の各号に掲げる資格要件を満たしていること。

- (1) 個人情報保護法に基づき個人情報保護方針等を策定し、支援員に対し定期的に個人情報の取扱いの研修を受講させる等個人情報保護の体制が十分に整備されていること。
- (2) 教育委員会が発注する事業を受託し、令和7年度末までの直近3年間に愛知県を含む地域で複数件の事業を完了した実績があること。
- (3) 委託者との連絡調整や対象者への支援が円滑に実施できるよう、愛知県内に事務所または事業所を有すること。

10 その他

- ・管理者及び支援員は、元教員や講師を始めとした、指導経験や教育のノウハウがあるものを手配し、適切な研修をしたうえで配置するものとする。
- ・受託者は暴力や暴言、いじめ、ハラスメント等の行為が不適切な行為であると理解し、管理者及び指導員が不適切な行為を行わないよう指導するとともに、受講者にも指導徹底し、不適切な行為が確認された場合は迅速に市に報告するものとする。
- ・天候等のやむを得ない事情により事業実施が困難となった場合、委託者と協議の上、別日で実施するものとする。
- ・参加する生徒それぞれについて、賠償責任保険に加入させるものとする。
- ・その他必要事項は協議によるものとする。